福岡県ハンディキャップスポーツサポートの会設置要綱

第１　設置の目的

一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会（以下、「協会」という。）定款第４条に定める事業を円滑に実施するため、その援助を継続的に行う組織として「福岡県ハンディキャップスポーツサポートの会（以下、「ＦＨＳの会」という。)」を設置し、パラスポーツの普及・振興に資する。

第２　構成員（会員）

ＦＨＳの会の会員（以下、「会員」という。）は、次のいずれかに該当する者で構成する。

（１）公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員資格保有者

（２）パラスポーツ指導員養成講習会修了者

第３　活動内容

会員は、協会が実施する次の事業活動を援助する。

（１）障がいのある人のスポーツ・レクリエーション教室

（２）障がいのある人のスポーツ・レクリエーション大会

（３）パラスポーツに関する啓発・研修

（４）その他協会が援助を必要とする事業活動

第４　秘密の保持

会員は、活動によって知り得た秘密は他に漏らしてはならない。

第５　研修等

協会は、会員の資質向上及び相互交流を図るため、研修会及び連絡会を開催する。

第６　補足

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協会会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成８年１２月１５日から施行する。

この要綱は、令和元年９月２日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。